

○春日市心身障害者福祉手当規則

(昭和 61 年 3 月 31 日規則第 14 号)

改正 平成 2 年 3 月 31 日規則第 8 号 平成 6 年 3 月 31 日規則第 5 号
平成 11 年 3 月 29 日規則第 8 号 平成 14 年 3 月 29 日規則第 33 号
平成 18 年 7 月 24 日規則第 43 号 平成 18 年 7 月 31 日規則第 45 号
平成 18 年 12 月 28 日規則第 73 号 平成 20 年 3 月 12 日規則第 5 号
平成 24 年 7 月 6 日規則第 31 号 平成 28 年 8 月 5 日規則第 83 号

春日市心身障害者福祉手当規則(昭和 48 年規則第 12 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この規則は、心身に重度の障害があり、かつ、在宅する者に対し、心身障害者福祉手当(以下「手当」という。)を支給し、その福祉の増進を図ることを目的とする。

(支給要件)

第 2 条 市長は、春日市内に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 5 条に規定する住民基本台帳に記録されている者で、次の各号のいずれかに該当するものに対し、手当を支給する。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)別表第 5 号に定める身体障害者障害程度等級表の 1 級に該当するもの
- (2) 療育手帳制度要綱(昭和 48 年 9 月 27 日発厚生事務次官通知)の規定により、療育手帳の交付を受けている者で、その障害の程度が A と表示されているもの
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和 25 年政令第 155 号)第 6 条第 3 項に定める障害等級の 1 級に該当するもの

2 前項の規定にかかわらず、手当は、同項の規定に該当する者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

- (1) 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和 60 年法律第 34 号)附則第 97 条第 1 項に規定する福祉手当(以下「経過的福祉手当」という。)の支給を受けているとき。ただし、その全額について支給が停止されているとき、又はその支給月額が 7,000 円に満たないときを除く。
- (2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和 39 年法律第 134 号。以下「法」という。)に規定する障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給を受けているとき。ただし、その全額について支給が停止されているときを除く。
- (3) 法第 26 条の 2 各号のいずれかに該当するとき。

(手当の額)

第3条 手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、月額7,000円とする。

2 前項の規定にかかわらず、経過的福祉手当の支給を受けている者でその支給月額が7,000円に満たないものに支給する手当の額は、1月につき、7,000円からその支給月額を減じた額とする。

(認定)

第4条 第2条に規定する手当の支給要件(以下「支給要件」という。)に該当する者(以下「受給資格者」という。)は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、市長の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けた者が、支給要件に該当しなくなった後再び支給要件に該当するに至った場合において、その該当するに至った後の期間に係る手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。

(認定の申請)

第5条 前条の認定を受けようとする受給資格者(以下「申請者」という。)は、春日市心身障害者福祉手当認定申請書(様式第1号)に支給要件に該当することを証明する書類その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(支給の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等に基づき申請者の受給資格等を審査し、その認定の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により受給資格等の認定をしたときは、春日市心身障害者福祉手当認定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、受給資格がないと認めるときは、春日市心身障害者福祉手当認定却下通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(現況の届出)

第7条 前条第1項の規定により受給資格等の認定を受けた者(以下「受給者」という。)が毎年8月1日以降引き続き手当の支給を受けようとする場合は、春日市心身障害者福祉手当現況届(様式第4号)に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る書類等に基づき受給者の受給資格等を審査するものとする。

(支給の制限)

第8条 手当は、受給者の前年の所得(1月から7月までの手当については、前々年の所得とする。以下同じ。)が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号。以下「施行令」という。)第7条に規定する額を超えるとき、又は受給者の配偶者の前年の所得若しくは受給者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、施行令

第2条第2項に規定する額を超えるときは、その年の8月から翌年の7月までは支給しない。

- 2 前項に規定する所得の範囲及び額の算出方法については、特別障害者手当の支給を制限する場合の所得の範囲及び額の算出方法の例による。
- 3 市長は、第6条第1項の規定により受給資格の認定をしたとき、又は前条第2項の規定により受給資格等を審査するときは、当該認定又は審査に併せて第1項の所得の額を算出し、手当の支給の停止又はその解除を決定するものとする。
- 4 前項の規定により受給者の手当の支給を停止したとき、又は支給の停止を解除したときは、市長は、春日市中心身障害者福祉手当支給停止(支給停止解除)通知書(様式第5号)により当該受給者に通知するものとする。

(支給期間及び支払期月)

第9条 手当の支給期間は、第5条の規定により申請があった日の属する月の翌月から手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月までとする。

- 2 手当は、毎年2月、5月、8月及び11月の4期にそれぞれの前月までの分を支払う。ただし、支給すべき事由が消滅した場合は、その期の未支払の手当を支払期でない月であっても支払うことができる。

(未支払手当)

第10条 手当の受給者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき手当で、まだその者に支払っていなかったもの(以下「未支払手当」という。)があるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者と生計を同じくしていたものに、未支払手当を支払うことができる。

- 2 未支払手当は、受給者の死亡の日から起算して6月以内に春日市中心身障害者福祉手当未支払手当請求書(様式第6号)により請求しなければならない。
- 3 未支払手当を受けるべき者の順位は、第1項列記の順序とする。
- 4 未支払手当を受けるべき同順位者が2人以上あるときは、その1人のした請求は全員のための請求とみなし、その1人に対してした支給は全員に対して支給したものとみなす。

(届出義務)

第11条 受給者は、次の各号のいずれかに該当したときは、春日市中心身障害者福祉手当変更等届出書(様式第7号)により速やかに市長に届け出なければならない。ただし、第3号の規定に係る届出については、戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定による死亡の届出義務者が行うものとする。

- (1) 支給要件に該当しなくなったとき。
- (2) 氏名、住所等に変更が生じたとき。
- (3) 受給者が死亡したとき。
- (4) その他市長が必要と認めたとき。

(受給資格喪失の通知)

第12条 市長は、受給者の受給資格が消滅したときは、その者(その者が死亡した場合にあっては、前条に規定する死亡の届出義務者)に春日市中心身障害者福祉手当受給資格喪失通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(不当利益の返還)

第13条 市長は、偽りその他不正の行為により手当の支給を受けた者又は手当の受給資格が消滅しているにもかかわらず手当の支給を受けた者がいるときは、その者からその支給を受けた額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 昭和61年7月分以前の手当の支給の制限については、第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 昭和61年4月分の手当については、第8条第1項の規定にかかわらず、同年8月に支払うものとする。

附 則(平成2年3月31日規則第8号)

(施行期日)

1 この規則は、平成2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前において、改正前の春日市中心身障害者福祉手当規則第5条の規定に基づき春日市中心身障害者福祉手当の受給資格の認定を受けている者に対して施行日後に支給する手当のうち、施行日前に係るものについては、改正後の春日市中心身障害者福祉手当規則第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成6年3月31日規則第5号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月29日規則第8号)

(施行期日)

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正後の春日市心身障害者福祉手当規則(以下「改正後の規則」という。)第2条第1項第3号に該当する者が、平成11年4月30日までに改正後の規則第4条の規定に基づく請求をした場合における手当の支給期間は、改正後の規則第8条第1項の規定にかかわらず、同年4月からとする。

附 則(平成14年3月29日規則第33号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成14年7月分以前の手当の支給要件については、改正後の春日市心身障害者福祉手当規則第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成18年7月24日規則第43号)

この規則は、平成18年8月1日から施行する。

附 則(平成18年7月31日規則第45号)

この規則は、平成18年8月1日から施行する。

附 則(平成18年12月28日規則第73号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月12日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成18年10月1日から適用する。

附 則(平成24年7月6日規則第31号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成28年8月5日規則第83号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

春日市心身障害者福祉手当認定申請書

[別紙参照]

様式第2号(第6条関係)

春日市心身障害者福祉手当認定通知書
[別紙参照]

様式第3号(第6条関係)

春日市心身障害者福祉手当認定却下通知書
[別紙参照]

様式第4号(第7条関係)

春日市心身障害者福祉手当現況届
[別紙参照]

様式第5号(第8条関係)

春日市心身障害者福祉手当支給停止(支給停止解除)通知書
[別紙参照]

様式第6号(第10条関係)

春日市心身障害者福祉手当未支払手当請求書
[別紙参照]

様式第7号(第11条関係)

春日市心身障害者福祉手当変更等届出書
[別紙参照]

様式第8号(第12条関係)

春日市心身障害者福祉手当受給資格喪失通知書
[別紙参照]